

## 第 2 編

### 災害廃棄物対策

対象とする災害廃棄物処理に関する具体的な事項を示します。

- 2-1 組織体制・指揮命令系統
- 2-2 情報収集・連絡
- 2-3 協力・支援体制
- 2-4 職員への教育訓練
- 2-5 一般廃棄物処理施設等
- 2-6 災害廃棄物処理
- 2-7 各種相談窓口の設置等
- 2-8 住民等への啓発・広報
- 2-9 処理事業費の管理等
- 2-10 大規模水害における災害廃棄物処理

## 2-1

# 組織体制・指揮命令系統

### (1) 県災害対策本部

災害対策本部組織図を図 2-1-(1)-1 に示す。県内に災害が発生し、または発生する恐れがある場合、知事は災害対策基本法に基づき、災害応急対策を行うための災害対策本部を設置する。災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等を図る。

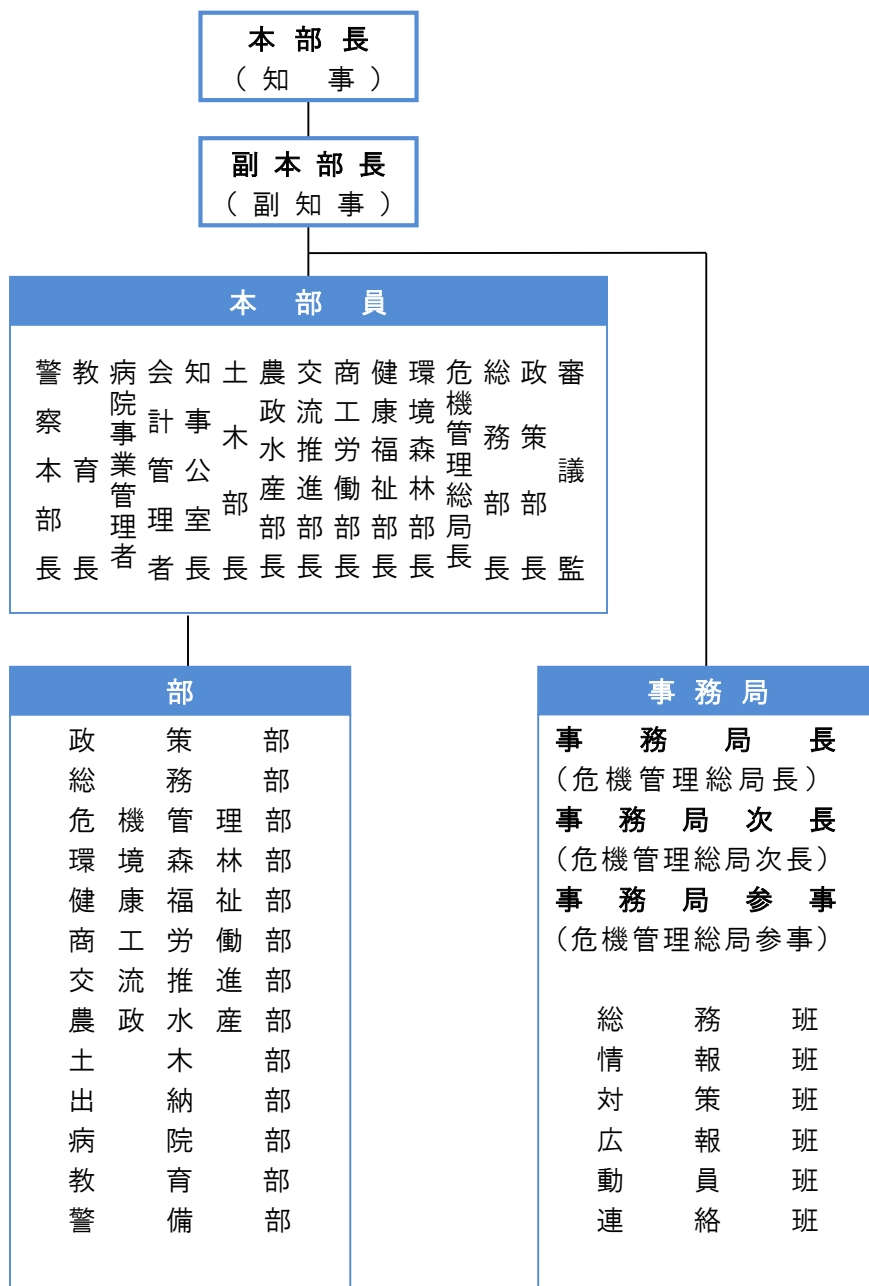


図 2-1-(1)-1 災害対策本部組織図

出典：「大規模地震発生時(勤務時間外)県職員初動行動マニュアル (令和 2 年 4 月)」(香川県) p.8 引用

## (2) 災害廃棄物の担当組織

災害廃棄物の処理対策に関する業務は、環境森林部廃棄物対策課が行う。廃棄物対策課は、本計画や香川県災害廃棄物処理行動マニュアル（平成31年1月）に基づき、被災市町に対し災害廃棄物処理に関する助言や支援を行うとともに、市町から要請があったとき、あるいは被災状況から必要と判断したときには、他の市町や都道府県、関係団体等に応援を要請し、その活動調整を行う。また、一時的な置き場として県有未利用地の提供等を行う。

## (3) 災害廃棄物処理における指揮命令系統、体制構築

情報を一元化して指揮（意思決定）を速やかに行うため、災害廃棄物処理を担当する組織において総括責任者を定め、より迅速かつ適切な対応が継続的に実施できるようにする。

本計画で対象とする災害においては、地震動や津波等により、処理困難物を含む大量の災害廃棄物が発生すると想定されることから、災害廃棄物の撤去・処理に際して、土木系部局（道路啓開等）、水産系部局（水産系廃棄物の処理等）、農林系部局（死亡獣畜の処理等）、港湾関係部局（海域流出物対応等）とも連携可能な体制を構築する。

## (4) 留意事項

### ① 土木・建築系職員の確保

災害廃棄物処理では、家屋解体や散乱物の回収などの土木・建築工事が中心であり、廃棄物の収集・運搬、処理・処分の発注も実施する必要があることから、設計書等を速やかに作成できる土木・建築系の職員確保が重要である。

### ② 災害対応経験者(アドバイザー)の受け入れ

必要に応じて災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等を活用し、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する他の地方公共団体職員の応援を要請する。災害廃棄物処理に関する業務は、通常業務と併せて膨大なものになるため、職員派遣については期間ではなく実際の作業量に合わせて検討する。

### ③ 専門家や地元業界との連携

災害廃棄物は、通常、市町で取り扱う廃棄物とは量や性状が異なっており、市町や一般廃棄物処理業者では対応できないこともある。このため、地元の建設業協会、産業廃棄物協会、浄化槽協会、環境保全協会等の関係団体と、事前に災害廃棄物処理に関する協定を締結しておくことが有効である。また、発災時には学識経験者、各種学会組織等からの協力も重要である。